

介護予防・日常生活支援総合事業 重要事項説明書

第1条（契約の目的）

さくらはご利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従って、ご利用者が可能な限りその居宅においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう入浴、排泄、食事の介助その他の生活全般の援助を行います。

第2条（事業者の概要）

1. 事業者

法人名	エムシーネット株式会社
法人所在地	北海道函館市豊川町1番5号
電話番号	0138-24-3200
代表者氏名	代表取締役 清野 栄治
設立年月日	平成14年 7月23日

2. サービスを提供する事業所の概要

事業所の種類	指定介護予防訪問事業所（北海道 0171401318）
事業所の名称	ヘルパーステーション さくら
事業所の所在地	北海道函館市豊川町1番5号
事業管理者	管理者 浜谷 明子
開設年月日	平成16年10月11日
サービス提供実施地域	函館市・北斗市・七飯町

3. 事業所の職員体制

職 種	資 格	常 勤	非 常 勤	計
管理者兼 サービス提供責任者	介護福祉士	1		1
サービス提供責任者	介護福祉士	1	2	3
訪問介護員	介護福祉士		3	3
訪問介護員	訪問介護員研修 2級課程終了		3	3
訪問介護員	訪問介護員研修 初任者研修終了		0	0

4. 営業日及び営業時間など

営業日	毎週月～土曜日、但し、12月31日から1月3日までを除く。尚、上記休日に対応要請ある場合も、柔軟に対応可能な体制です。
営業時間	9：00～18：00、左記時間外に対応要請ある場合、柔軟に対応可能な体制です。
受付時間	毎日9：00～18：00、但し24時間常時連絡可能な体制です。

第3条（介護予防訪問介護計画書・第1号訪問事業計画書）

1. さくらは、ご利用者の心身・生活の状況及び希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って介護予防訪問介護計画書または第1号訪問事業計画書を作成し、その内容を利用者及びその家族に説明します。
2. サービス提供に当たっては、介護予防訪問介護計画書または第1号訪問事業計画書に沿って計画的に提供します。
3. さくらは、ご利用者の要請等必要に応じて介護予防訪問介護計画書または第1号訪問事業計画書の変更また中止の必要がある場合は、状況調査等を踏まえた協議の結果、医師又は地域包括センター及び居宅支援事業所の助言・指導に基づいて、介護予防訪問介護計画書または第1号訪問事業計画書の内容を変更または中止します。

第4条（サービス内容）

1. さくらは、下記のサービス内容区分の中から指定の時間に応じて選択されたサービスを提供します。

<身体介護>

- | | |
|----------|----------|
| ①食事介助 | ⑥服薬確認 |
| ②入浴介助 | ⑦身体の清拭介助 |
| ③排泄介助 | ⑧体位変換 |
| ④衣服の着脱介助 | ⑨移動・移乗介助 |
| ⑤通院等外出介助 | |

<生活援助>

- | | |
|----------|--------------|
| ①買い物 | ⑤調理 |
| ②住居の掃除 | ⑥整理整頓 |
| ③環境整備・換気 | ⑦洗濯 |
| ④菓の受け取り | ⑧布団干し・ベットメイク |

2. 次のようなサービスは、介護保険上のサービスとして提供することは出来ませんので、ご了承ください。
 - ①「本人の援助」に該当しないもの
ご家族等のための洗濯・調理・買い物・布団干し、主として利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応接(お茶の手配等)、自家用車の洗車等
 - ②「日常生活の援助」に該当しないもの
庭の手入れ、草むしり、植木等の水やり、ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス拭き、床のワックスがけ、室内外家具の修理、正月料理等の特別な調理等
 - ③身の回りの世話に属しないと判断される外出介助

第5条（従業者の職務内容）

<管理者>

管理者は本事業所の従業者の管理および業務管理を一元的に行います。また、法令等に規定されている介護予防訪問介護事業または第1号訪問事業の実施に関して遵守すべき事項についての指揮命令を行います。

<サービス提供責任者>

サービス提供責任者は、本事業所に対する介護予防訪問介護計画または第1号訪問事業計画の利用申し込みに係る調整サービス従事者等に対する技術指導、サービス内容の管理、介護予防訪問介護計画または第1号訪問事業計画の作成を行います。

<サービス従事者>

サービス従事者とは、ホームヘルパー1級・2級・介護福祉士等、さくらが介護予防訪問介護サービスまたは第1号訪問事業サービスを提供するために使用する者としてします。

第6条（従業員証明書）

サービス従事者は常に従業員証明書を携行し、ご利用者またはご家族から求められたときはいつでも提示します。

第7条（利用料金）

介護予防訪問事業サービスまたは、第1号訪問事業サービスを利用した場合の基本利用料は以下のとおりです。ご利用者からお支払いただく利用者負担金は、介護保険負担割合証に記載の割合に応じた額とする。但し、介護保険給付の支給限度額を超えたサービス料金は、基本料金全額が自己負担となります。

【利用料】

サービス名称	サービス内容	基本利用料	1割負担	2割負担	3割負担
訪問型サービス11	週1回程度の訪問型サービス が必要とされた者 (事業対象者・支援1,2)	11,760円/月	1,176円	2,352円	3,528円
訪問型サービス12	週2回程度の訪問型サービス が必要とされた者 (事業対象者・支援1,2)	23,490円/月	2,349円	4,698円	7,047円
訪問型サービス13	週2回を超える程度の訪問型 サービスが必要とされた者 (事業対象者・支援2)	37,270円/月	3,727円	7,454円	11,181円
加算の種類	加算の内容	基本利用料	1割負担	2割負担	3割負担
初回加算	新規の利用者へサービス提供 した場合	2,000円	200円	400円	600円
介護職員処遇改善 加算 (I)	1ヶ月当たりの総単位数に加算率(24.5%)乗じた単位を加算				

※1.基本料金は、実際にサービスに要した時間ではなく、居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき決定されたサービス内容を行うために、標準的に必要となる時間となります。

※2.利用時間帯は、午前8時から午後6時迄とします。

第8条（交通費）

サービス従事者のご利用者宅を訪問する際にかかる交通費に関しては、第2条に記載するサービス提供地域の函館市内にお住まいの方は無料となります。

事由	交通機関利用の場合	車両利用の場合
1.買い物,薬の受け取り時	ご利用者の実費負担となります	ヘルパーの自家用車利用 K/20円
2.通院介助時	ご利用者の実費負担となります	
3.函館以外での第1号訪問 事業実施時	ご利用者の実費負担となります	当事業所から片道5km以下 100円 、5km以上は 1km毎30円 を加算した額の往復分がご利用者の負担となります。

第9条（解約料）

ご利用者が、7日前までに解約を申し出ることなく、直ちに契約を終了する場合は原則して、10,000円の解約料をいただきます。

第10条（サービスのキャンセル）

- 1、利用者がサービスの中止をする際には、すみやかにさくらまでご連絡下さい。
- 2、利用者の都合でサービスを中止する場合は、サービス利用の前日5時までにご連絡下さい。ご連絡なき場合は、下記のキャンセル料を申し受けることとなりますので、ご了承ください。
- 3、キャンセル料は、利用者負担金の支払いに合わせてお支払いただきます。但し、ご利用者の病変、急な入院、施設入所等、やむを得ない事情による中止の場合には、キャンセル料はいただきません。

ご利用日の前日午後5時までにご連絡いただいた場合	無 料
ご連絡が上記期限を超過した場合、	当該基本料金の50%

第11条 (介護保険法等を適用しないサービス利用料金)

サービス時間帯	料 金
8:00～18:00	身体介護 3,000円/1時間
	身体介護 2,500円/1時間(付き添いのみ)
	生活援助 2,000円/1時間
6:00～8:00 (早 朝)	身体介護 3,750円/1時間
18:00～22:00 (夜 間)	生活援助 2,500円/1時間
22:00～6:00 (深 夜)	身体介護 4,500円/1時間
	生活援助 3,000円/1時間
20:00～翌8:00 (泊り込み)	12時間以内 15,000円/1回
24時間介護	利用時間、状態を相談の上、料金等を設定いたします。
上記料金には、消費税、交通費(函館市内の場合)を含みます。	

※但し、サービス内容については、介護保険法等に準じて行いますのでご了承下さい。

第12条 (お支払方法)

当月ご利用分を翌月上旬に請求いたしますので、翌月末日までに現金にてお支払いください。お支払いの際に領収書をお渡しします。

第13条 (サービスの変更・追加)

さくらは、ご利用者からのサービス利用の変更や追加の申し出に対して、サービス従事者の稼働状況によりご利用者の希望する日時にサービスの提供が出来ない場合、他の利用可能日時をご提案させていただきます。

第14条 (サービス利用についての注意事項)

1. 介護予防訪問介護または第1号訪問事業サービスの実施に関する指示・依頼はすべてさくらが行います。但し、さくらは介護予防訪問介護または第1号訪問事業サービスの実施に当たってご利用者の事情・意向等に十分配慮します。
2. 訪問予定時間は、交通事情等により前後することがありますのでご了承下さい。
3. サービス提供の際の事故およびトラブルを避けるため、次の事項にご留意下さい。
 - ① サービス従事者の医療行為は出来ません。
 - ② サービス従事者は、預貯金・年金等の金銭の取り扱いは致しかねますのでご了承下さい。
 - ③ サービス従事者に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

第15条 (守秘義務)

サービス従事者が業務上知り得たご利用者およびご家族の個人情報は、正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。なお、この守秘義務は、従事者退職後および契約終了後も同様とします。

第20条（再発防止）

事故発生後は、事故の起こった要因を十分に検討し、原因解明を行い、再発防止に努めます。

第21条（虐待防止について）

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

1. 虐待防止に関する責任者を選定しています。

【虐待防止に関する責任者】 管理者兼サービス提供責任者：浜谷 明子

2. 成年後見制度の利用を支援します。
3. 苦情解決体制を整備しています。
4. 研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や技術の向上に努めます。
5. 虐待防止のための委員会の開催及び、検討結果について従業員への周知徹底をいたします。

第22条（訪問記録の作成・保管等）

さくらは、ご利用者に対する介護予防訪問介護または第1号訪問事業サービスの実施について記録を作成し、サービス実施日の終了時ごとにご利用者またはご家族等による確認を受けるものとします。また、作成したサービス実施記録を契約終了後5年間保管し、ご利用者もしくはご家族等の請求に応じてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付します。但し、複写物の場合には、さくらはご利用者に対して実費相当額を請求できるものとします。

第23条（第三者による評価の実施状況）

1、あり	実施年月日	
	評価機関名称	
	結果の開示	1、あり 2、なし
②なし		

